

学校法人西野学園 さくらキッズクラブ山の手 運営規程

第1条（目的）

本クラブは、主に放課後の保育を必要とする児童に適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的に、子育てしながら働く保護者が安心して仕事に取り組める環境を提供する。

第2条（名称・所在地）

- 1 本クラブは、学校法人西野学園さくらキッズクラブと称する。
- 2 本クラブは、札幌市西区山の手3条2丁目2-1（学校法人西野学園山の手館）におく。

第3条（運営・体制）

- 1 本クラブは学校法人西野学園の収益事業として運営し、利用内容や利用料の改正・年間計画・予算決算・指導員の雇用等について、学校法人西野学園が決定する。
- 2 本クラブの所属職員は、学校法人西野学園の職員で構成する。
- 3 前項のほか、必要に応じて、短期間の採用や業務委託による人員を配置する。

第4条（職務・員数）

- 1 本クラブは専任職員（支援員）1人以上を配置し、保育や送迎等のサービスを提供する。
- 2 本クラブは臨時職員（支援員または補助員）を配置し、保育や送迎等のサービスを補助する。

第5条（営業日・休業日）

- 1 本クラブの営業日は、月曜日から金曜日とする。
- 2 本クラブの休業日は、土曜日・日曜日・祝日のほか、夏季・年末年始に休業期間を設ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、臨時に営業もしくは休業することがある。

第6条（営業時間）

- 1 小学校の登校日は、児童の下校時間（または午後0時00分）から保育を開始し、午後7時00分を終了時刻とする。但し、保護者から希望があった場合は終了時刻を最長60分延長する。
- 2 小学校の長期休み期間及び平日休校日の保育開始時刻は、午前8時30分とする。但し、保護者から早朝利用の希望があった場合は、最長30分早く保育を開始する。
- 3 災害による臨時休校など急迫の事態があるときは、臨時に営業時間を変更することがある。

第7条（定員・地域）

- 1 本クラブの会員は小学1年生から6年生までとし、1日あたりの利用定員は概ね40名とする。
- 2 本クラブは送迎サービスの実施につき、琴似・山の手・宮の森・二十四軒を主な対象地域とする。
- 3 その他の詳細は、本クラブの利用案内に定める。

第8条（入会）

- 1 本クラブの入会時期は、1年を通して随時入会可能とする。
- 2 本クラブの入会手続きは、所定の入会申込書等を提出し、入会金等を納入するものとする。
- 3 その他の詳細は、本クラブの利用案内に定める。

第9条（退会）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、本クラブの判断により退会措置を講ずるものとする。
 - (1) 正当な理由がなく、指定の期限を15日以上経過して利用料等の支払いがない者。
 - (2) 年度更新の手続きを行わない者。
 - (3) 他の会員や保護者、本クラブや職員に対し、名誉毀損・暴力行為・運営妨害等を行う者。
 - (4) 小学校を卒業した者。
 - (5) 死亡した者、又は行方不明の者。
- 2 年度途中の退会手続きは、所定の退会届を提出することとする。

第10条（利用料等）

- 1 全会員とも、児童1名に対し、入会金・登録料を納めるものとする。また、年度を越えて会員継続する場合は、年度更新料を納めるものとする。
- 2 利用料は、利用日数や利用時間に応じて、月額もしくは日額とする。
- 3 利用日数の超過や利用時間の延長は、別途料金（延長料等）とする。
- 4 自己都合により本クラブを利用しない場合、利用料の払い戻しはしないものとする。
- 5 上記の各料金は、本クラブの料金表に定める。

第11条（保険加入・事故対応）

- 1 本クラブの会員は、登録料または年度更新料を充当し、傷害保険へ加入するものとする。
- 2 本クラブの過失が認められる児童の怪我や事故等は、当事者間の仲介・交渉や費用など、本クラブが責務を負うものとする。
- 3 その他の詳細は、本クラブの利用案内に定める。

第12条（非常災害）

- 1 気象・災害・停電等により利用上危険があると本クラブが判断した場合は、休業や時間前帰宅などの対応をするものとする。
- 2 台風や大雪等により安全な運行を損なう道路状況の場合は、送迎サービスを中止するものとする。

第13条（秘密保持）

- 1 本クラブの職員が、正当な理由なく業務上知り得た児童・保護者やその家族の秘密を第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 本クラブは個人情報等の秘密を漏らすことのないよう、職員に対して常時指導と管理を行う。

第14条（虐待防止の措置）

- 1 本クラブは、児童の人権擁護・虐待等の防止のため、職員に対して常時指導と管理を行う。
- 2 本クラブは、児童や保護者からの苦情処理に対する体制を整え、管理者及び専任職員が電話やメール等で随時受付を行い、対応した職員は面談内容を記録する等の対処を行う。
- 3 本クラブの所属職員による虐待を発見した場合は、速やかに関係各所へ通報等を行うものとする。
- 4 その他、虐待防止等のために必要な措置を行う。

第15条（反社会勢力の排除）

- 1 本クラブは、暴力団、暴力団員、暴力関係団体や関係者、それに準ずる者との関係を排除する。
- 2 本クラブの会員に対し、暴力的行為、脅迫的言動、それに準ずる不正行為を行わない。

第16条（その他）

- 1 この規程に定める運営に関する詳細は、本クラブの利用案内もしくは料金表に定める。
- 2 この規程に定める以外の運営に関する諸事項は、学校法人西野学園の協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年10月1日から適用する。

この規程は、令和5年7月1日から適用する。